

排ガスの分析値

サンプリング日 1号炉：2025年1月9日

2号炉：2025年1月21日

測定項目	単位	排出基準値	自主基準値	分析値	
				1号炉	2号炉
ばいじん	g/Nm ³	0.15	0.05	<0.0067	<0.0061
硫黄酸化物	K値	17.5	10	<0.52	<0.58
窒素酸化物	ppm	250	200	49	33
塩化水素	mg/Nm ³	700	300	<3.4	<3.1
カドミウム	mg/Nm ³	—	1	<0.14	<0.13
ダイオキシン類	ng-TEQ/Nm ³	10	8 ^{※1}	0.95 ^{※3}	1.2 ^{※4}
			6 ^{※2}	2.1 ^{※5}	0.28 ^{※6}
鉛	mg/Nm ³	—	10	<1.4	<1.3
フェノール類	ppm	—	1	<0.34	<0.31
フッ化水素	mg/Nm ³	—	10	<1.4	<1.3

※1 年1回実施のJIS公定法分析での自主管理目標値

※2 月1回実施の簡素化法（弊社ワンディ分析）での自主管理目標値

※3 サンプリング日 2024年9月24日（JIS公定法分析）

※4 サンプリング日 2024年7月1日（JIS公定法分析）

※5 サンプリング日 2025年1月9日（弊社ワンディ分析）

※6 サンプリング日 2025年1月21日（弊社ワンディ分析）

注) 基準値は「大気汚染防止法施行規則」及び「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」による

排出値の分析値

サンプリング日 2025年1月22日

分析項目	単位	結果	許容限度	自主管理目標値
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003 未満	0.03	0.021
シアノ化合物	mg/L	0.1 未満	0.5 ^{※1}	0.35
有機燐化合物	mg/L	0.1 未満	1	0.7
鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.1	0.07
六価クロム化合物	mg/L	0.02 未満	0.2	0.14
砒素及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.1	0.07
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.0005 未満	0.003 ^{※1}	0.0021
アルキル水銀化合物	mg/L	検出せず	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005 未満	0.003	0.0021
トリクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.1	0.07
テトラクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.1	0.07
ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.2	0.14
四塩化炭素	mg/L	0.002 未満	0.02	0.014
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.002 未満	0.04	0.028
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	1	0.7
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.4	0.28
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.002 未満	3	2.1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.002 未満	0.06	0.042
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002 未満	0.02	0.014
チウラム	mg/L	0.005 未満	0.06	0.042
シマジン	mg/L	0.003 未満	0.03	0.021
チオベンカルブ	mg/L	0.003 未満	0.2	0.14
ベンゼン	mg/L	0.002 未満	0.1	0.07
セレン及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.1	0.07
ほう素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	10	7
ふっ素及びその化合物	mg/L	0.8 未満	8	5.6
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	10 未満	100 ^{※2}	70
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 未満	0.5	0.35
水素イオン濃度	—	7.2	5.8以上8.6以下	5.8以上8.6以下
生物化学的酸素要求量	mg/L	3.7	60(日間40) ^{※1}	20
浮遊物質量	mg/L	16	90(日間60) ^{※1}	50
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	1.0 未満	鉱油5,動油30	4

※1 長野県環境基本条例による上乗せ基準

※2 アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

注) 許容限度は「水質汚濁防止法」「排出基準を定める総理府令」「公害の防止に関する条例」

による。但し、※1は上記に示したように条例による上乗せ基準